

恒例!

「減ちゃんのごみ分別相談所」

生ごみは分別して出そう!



減ちゃん

生活環境課 ごみ減量推進係

Q、なぜ小諸市は生ごみを分別回収しているが、知っているかな?

A、生ごみは、リサイクルできる【資源】だからなんだ!
 小諸市では昭和 54 年から生ごみの分別回収を行っていて、現在は浅麓汚泥再生処理センター(甲 1845)で肥料に再生しているよ。



生ごみが資源として再利用されるとこんなメリットがあるよ!

- ・燃やすごみの減量!
- ・焼却効率が良くなって、CO₂の排出や焼却費用が削減!
- ・クリーンヒルこもろの負担も減って、焼却炉の寿命も延びる!



生ごみの指定袋は袋ごと肥料化するため、今の紙の指定袋になっているよ。分別は大変だし、紙袋は使いにくいところもあるけれど、みんなの住む小諸市や環境のために、きちんと分別することが大切なんだ。

生ごみを出すときのお願い!!

- 生ごみの指定袋には、ビニール袋で二重にしたり、水切りネットや古布などの異物を入れないでね! 機械が壊れてしまったり、再生した肥料に影響が出てしまうよ!
- 生ごみを捨てる時のポイントは、よく水気を切ること!
 新聞紙・古紙で生ごみを包んでから指定袋に入るとしみ出しにくくなるよ。



二重袋は絶対にやめよう

軽自動車・バイク等の手続きはお済みですか?

税務課 市民税係



毎年3月は窓口が大変混み合うため、次のような場合には早めに手続きをお願いします。

- 転出等により軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合
- 軽自動車・バイク等を廃車した場合
- 他人へ譲渡した等で所有権が移転した場合

軽自動車等を「使用していない」または「車検が切れている」等の事由があっても、4月1日時点の所有で課税対象となります。

原動機付自転車、小型特殊自動車は“一時的に使用しないから廃車にする”などの理由で標識を返納することはできません。

車両種別	手続き先	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・原付(125cc以下のバイク)等 ・小型特殊自動車(農耕作業車含む) 	市役所 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ナンバープレート ・免許証などの本人確認証 ・あれば標識交付証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車(四輪乗用・貨物) 	長野県軽自動車検査協会※ ☎ 050-3816-1854	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一般的な場合 車検証、手数料、ナンバープレート(廃車時のみ) ■ 名義変更 新所有者の住民票等 (手続きによって異なるため、手続き先へご確認ください)
<ul style="list-style-type: none"> ・125cc超～250cc以下のバイク 	長野運輸支局※ ☎ 050-5540-2042	
<ul style="list-style-type: none"> ・250ccを超えるバイク 		

※長野県自家用自動車協会小諸支部でも手続き可能 ☎ 22-0496 (旧小諸消防署隣り)